

**昭和三十七年運輸省令第三十一号**

海上保安庁職員服制

(改正前) 海上保安庁職員服制(昭和二十三年運輸省令第三十三号)の全部を改正する省令を次のように定める。

- 第一条** 海上保安庁職員(以下「職員」という。)の制服は、別表第一に定めるとおりとする。  
**第二条** 職員の制帽は、別表第二に定めるとおりとする。  
**(そで章等)** 制帽に付けるひさし章又はあごひも章は、別表第三に定めるとおりとする。

- 第二条** 制帽に付けるひさし章又はあごひも章は、別表第四に定めるとおりとする。

- 第三条** 職員は、海上保安庁長官(以下「長官」という。)が定める場合を除き、執務中、制服及び制帽を着用しなければならない。

- 第四条** 服制に関する細目は、長官が定める。

**附 則**

この省令は、昭和三十七年六月十日から施行する。

**附 則 (昭和三九年三月一八日運輸省令第六号)**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和四〇年一二月二七日運輸省令第七三号)**

この省令は、昭和四十一年一月一日から施行する。

**附 則 (昭和四六年五月一二日運輸省令第六四号)**

この省令は、昭和五十四年九月一十七日から施行する。

**附 則 (昭和五四年五月三〇日運輸省令第二二号)**

この省令は、昭和五十六年一月二十日から施行する。

**附 則 (昭和五五年九月一三日運輸省令第二八号)**

この省令は、昭和五十五年九月一十七日から施行する。

**附 則 (昭和五七年六月一四日運輸省令第二三号)**

この省令は、昭和五十七年七月二十日から施行する。

**附 則 (昭和五九年七月一〇日運輸省令第二三号)**

この省令は、昭和五十九年七月二十日から施行する。

**附 則 (昭和五六年一月一七日運輸省令第一二号)**

この省令は、昭和五十六年一月二十日から施行する。

**附 則 (昭和五七年六月一四日運輸省令第二三号)**

この省令は、昭和五十七年七月二十日から施行する。

**附 則 (昭和五九年七月一〇日運輸省令第二三号)**

この省令は、昭和五十九年七月二十日から施行する。

**附 則 (昭和四四年五月二四日国土交通省令第六三号)**

この省令は、平成十四年六月一日から施行する。

**附 則 (平成四年一月一六日運輸省令第三二号)**

この省令は、平成十四年六月一日から施行する。

**附 則 (平成二〇年八月一八日国土交通省令第七五号)**

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

**附 則 (平成一四年五月二四日国土交通省令第六三号)**

この省令は、改正前の海上保安庁職員服制別表第一(二)の規定による第一種制服のスカートは、改正後の海上保安庁職員服制別表第一、別表第二及び別表第三の規定による胸章は、当分の間、なおこれを用いることができる。

**附 則 (平成四年一月一六日運輸省令第三二号)**

この省令は、改正前の海上保安庁職員服制別表第一(二)の規定による第一種制服、第二種制服、第三種制服及び第四種制服のスカートは、改正後の海上保安庁職員服制別表第一(二)の規定にかかるず、当分の間、なおこれを用いることができる。

**附 則 (平成二〇年八月一八日国土交通省令第七五号)**

この省令は、改正前の海上保安庁職員服制別表第一(二)の規定による第一種制服、第二種制服、第三種制服及び第四種制服のスカートは、改正後の海上保安庁職員服制別表第一、別表第二及び別表第三の規定による胸章は、当分の間、なおこれを用いることができる。

**附 則 (平成一四年五月二四日国土交通省令第六三号)**

この省令は、改正前の海上保安庁職員服制別表第一(二)の規定による第一種制服、第二種制服、第三種制服及び第四種制服のスカートは、改正後の海上保安庁職員服制別表第一、別表第二及び別表第三の規定による胸章は、当分の間、なおこれを用いることができる。

**附 則 (平成四年一月一六日運輸省令第三二号)**

この省令は、改正前の海上保安庁職員服制別表第一(二)の規定による第一種制服、第二種制服、第三種制服及び第四種制服のスカートは、改正後の海上保安庁職員服制別表第一(二)の規定にかかるず、当分の間、なおこれを用いることができる。

**附 則 (平成二五年五月一六日国土交通省令第四八号)**

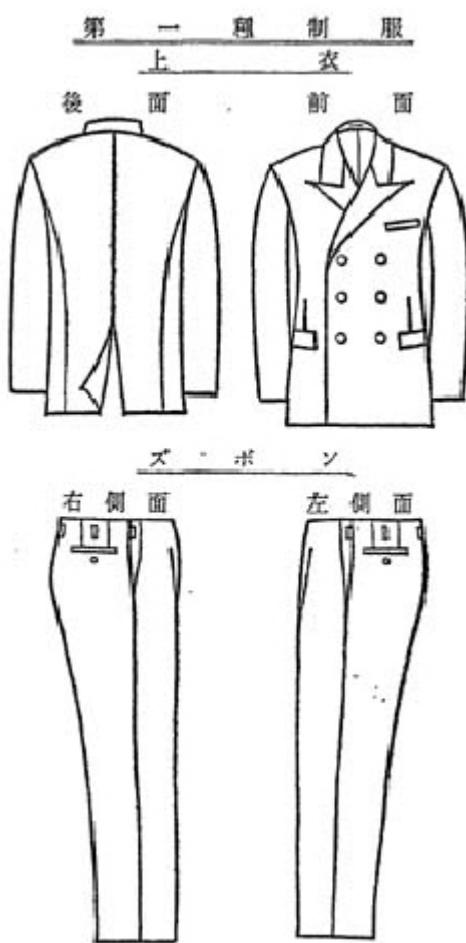
この省令は、改正前の海上保安庁職員服制別表第一(二)の規定による第一種制服、第二種制服、第三種制服及び第四種制服のスカートは、改正後の海上保安庁職員服制別表第一(二)の規定にかかるず、当分の間、なおこれを用いることができる。

**附 則 (平成二五年五月一六日国土交通省令第四八号)**

この省令は、平成二十五年五月十六日から施行する。

別表第一（第一条関係）

(一) 男子



		第一種制服		第二種制服		第三種制服		第四種制服	
		上衣	ズボン	上衣	ズボン	上衣	ズボン	上衣	ズボン
		紺色のダブル背広型とする。前面には、船舶用コンバスの周囲に救命浮環を描いた金色のボタン各三個を二行に付け、ポケットを左上部に一個、左右下部に各一個を付ける。下部のポケットには、ふたを付ける。後面のすそを裂く。	形状は、図のとおりとする。	紺色の長ズボンとする。ポケットを両わき及び後面の左右に各一個付ける。後面のポケットは、ボタン一個で留める。	形状は、図のとおりとする。	紺色のジャンバー型とし、前立ては、淡青色とする。前面には、かくしボタン五個を一行に付け、ポケットを左右上部に各一個付ける。ポケットには、ふたを付ける。後面のすそを裂く。	形状は、図のとおりとする。	紺色の半そでシャツ型とし、前立ては、淡青色とする。前面には、かくしボタン六個を一行に付け、ポケットを左右上部に各一個付ける。ポケットには、ふたを付ける。後面の右側ポケットは、ボタン一個で留め、左側ポケットには、ふたを付け、ボタン一個で留める。	形状は、図のとおりとする。
		紺色のダブル背広型とする。前面には、船舶用コンバスの周囲に救命浮環を描いた金色のボタン各三個を二行に付け、ポケットを左上部に一個、左右下部に各一個を付ける。下部のポケットには、ふたを付ける。後面のすそを裂く。左右の肩には、外側の端をそで付けに縫い込み、えり側をボタンで留めた肩帯を付ける。	形状は、図のとおりとする。	紺色の長ズボンとする。ポケットを両わき及び後面の左右に各一個付ける。後面のポケットには、ふたを付け、ボタン一個で留める。左右の肩には、外側の端をそで付けに縫い込み、えり側をボタンで留めた肩帯を付ける。	形状は、図のとおりとする。	紺色のジャンバー型とし、前立ては、淡青色とする。前面には、かくしボタン五個を一行に付け、ポケットを左右上部に各一個付ける。ポケットには、ふたを付ける。かくしボタンで留める。左右の肩には、外側の端をそで付けに縫い込み、えり側をボタンで留めた淡青色の肩帯をつける。	形状は、図のとおりとする。	紺色の長ズボンとする。ポケットを両わき及び後面の左右に各一個付ける。後面の右側ポケットは、ボタン一個で留め、左側ポケットには、ふたを付け、ボタン一個で留める。	形状は、図のとおりとする。
		紺色のダブル背広型とする。前面には、船舶用コンバスの周囲に救命浮環を描いた金色のボタン各三個を二行に付け、ポケットを左上部に一個、左右下部に各一個を付ける。下部のポケットには、ふたを付ける。後面のすそを裂く。	形状は、図のとおりとする。	紺色の長ズボンとする。ポケットを両わき及び後面の左右に各一個付ける。後面のポケットには、ふたを付け、ボタン一個で留める。	形状は、図のとおりとする。	紺色のジャンバー型とし、前立ては、淡青色とする。前面には、かくしボタン五個を一行に付け、ポケットを左右上部に各一個付ける。ポケットには、ふたを付ける。かくしボタンで留める。左右の肩には、外側の端をそで付けに縫い込み、えり側をボタンで留めた淡青色の肩帯をつける。	形状は、図のとおりとする。	紺色の半そでシャツ型とし、前立ては、淡青色とする。前面には、かくしボタン六個を一行に付け、ポケットを左右上部に各一個付ける。ポケットには、ふたを付ける。後面の右側ポケットは、ボタン一個で留め、左側ポケットには、ふたを付け、ボタン一個で留める。	形状は、図のとおりとする。

第二種 制服

乙 上衣

後面

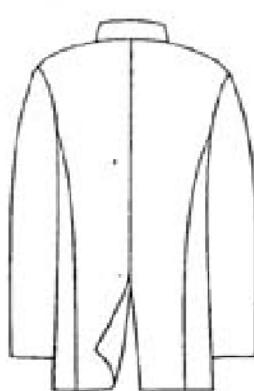


前面



甲 上衣

後面



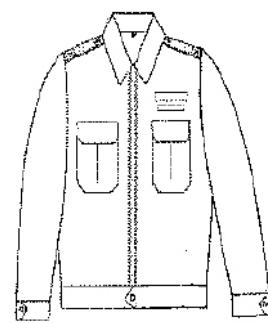
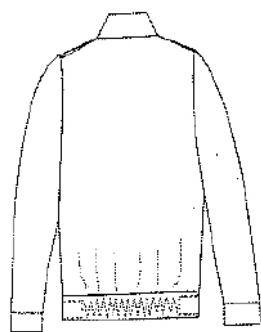
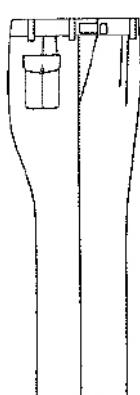
前面



第三種制服

ズボン 上衣

右側面 左側面 後面 前面



(一) 女子  
第一種制服

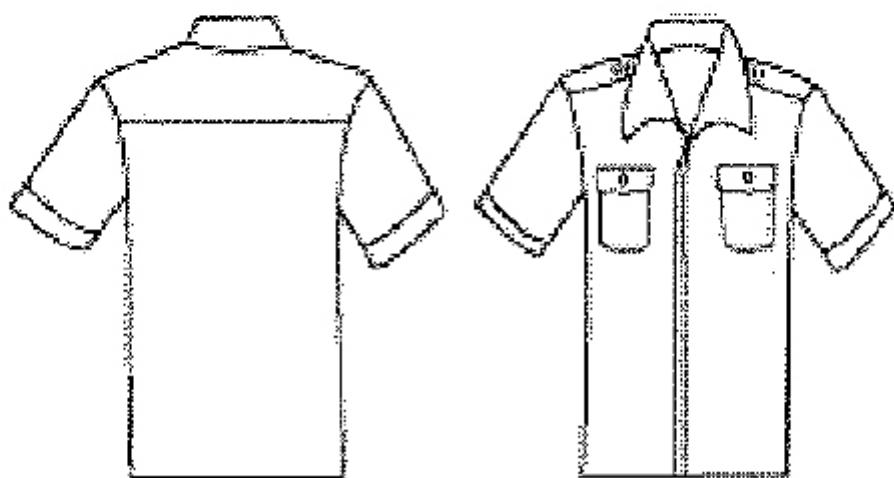
上衣  
スカート

形状は、図のとおりとし、その他は、男子の第一種制服の上衣と同じとする。  
紺色のセミタイトスカートとする。後部にスリットを入れる。ボケット一個を右わきに付け、  
ぎホックで留める。

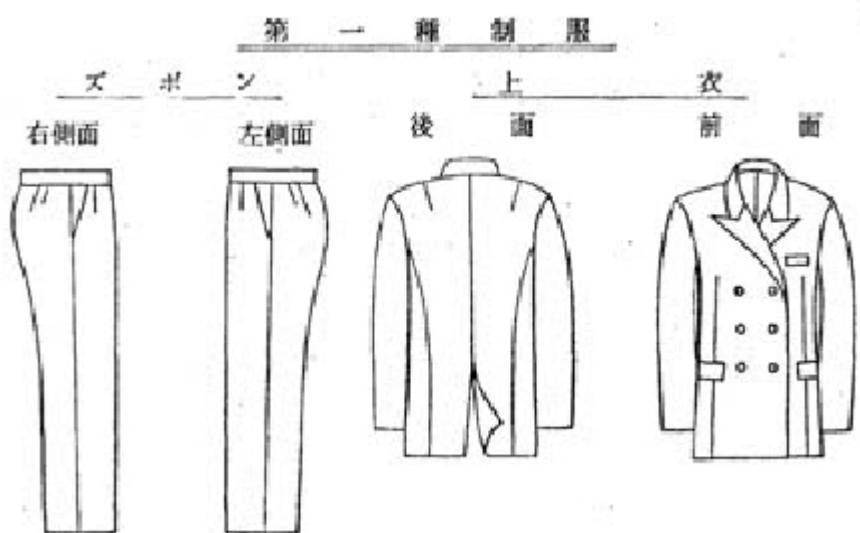
## 第四種制服

### 上 衣

後 面 前 面



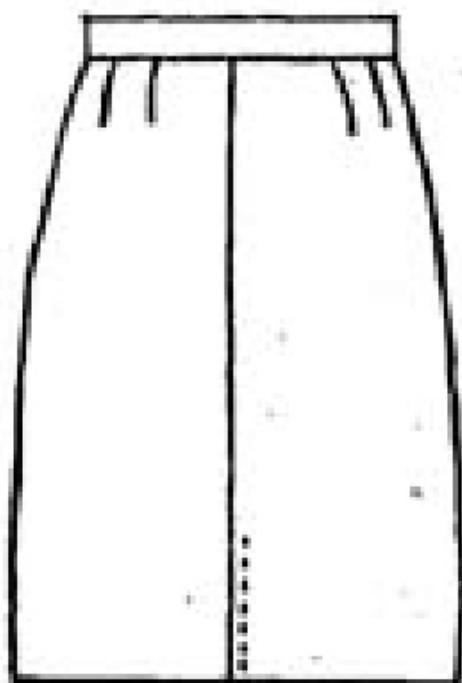
図



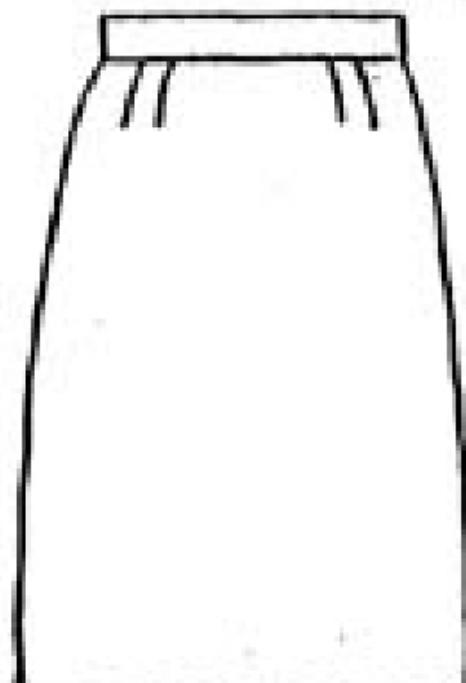
				ズボン	ズボン	ズボン
				紺色の長ズボンとする。ポケットを両わきに各一個付ける。ファスナーを前面中央に付ける。脛まわりにともぎれのバンドを付け、かぎホックで留める。	紺色の長ズボンとする。ポケットを両わきに各一個付ける。脛まわりにともぎれのバンドを付け、かぎホックで留める。	紺色の長ズボンとする。ポケットを両わきに各一個付ける。脛まわりにともぎれのバンドを付け、かぎホックで留める。
				形状は、図のとおりとする。	形状は、図のとおりとする。	形状は、図のとおりとする。
				甲上衣	甲上衣	甲上衣
				形状は、図のとおりとし、その他は、男子の第二種制服の甲上衣と同じとする。	形状は、図のとおりとし、その他は、男子の第二種制服の甲上衣と同じとする。	形状は、図のとおりとし、その他は、男子の第二種制服の甲上衣と同じとする。
				乙上衣	乙上衣	乙上衣
				形状は、図のとおりとし、その他は、男子の第二種制服の乙上衣と同じとする。	形状は、図のとおりとし、その他は、男子の第二種制服の乙上衣と同じとする。	形状は、図のとおりとし、その他は、男子の第二種制服の乙上衣と同じとする。
				スカート	スカート	スカート
				薄クリーム色とし、その他は、第一種制服のスカートと同じとする。	薄クリーム色とし、その他は、第一種制服のスカートと同じとする。	薄クリーム色とし、その他は、第一種制服のスカートと同じとする。
				ズボン	ズボン	ズボン
				薄クリーム色とし、その他は、第一種制服のズボンと同じとする。	薄クリーム色とし、その他は、第一種制服のズボンと同じとする。	薄クリーム色とし、その他は、第一種制服のズボンと同じとする。
				上衣	上衣	上衣
				形状は、図のとおりとし、その他は、男子の第三種制服の上衣と同じとする。	形状は、図のとおりとし、その他は、男子の第三種制服の上衣と同じとする。	形状は、図のとおりとし、その他は、男子の第三種制服の上衣と同じとする。
				ズボン	ズボン	ズボン
				男子の第三種制服のズボンと同じとする。	男子の第三種制服のズボンと同じとする。	男子の第三種制服のズボンと同じとする。
				ズボン	ズボン	ズボン
				形状は、図のとおりとし、その他は、男子の第四種制服の上衣と同じとする。	形状は、図のとおりとし、その他は、男子の第四種制服の上衣と同じとする。	形状は、図のとおりとし、その他は、男子の第四種制服の上衣と同じとする。
				男子の第四種制服のズボンと同じとする。	男子の第四種制服のズボンと同じとする。	男子の第四種制服のズボンと同じとする。

スカート

後面



前面

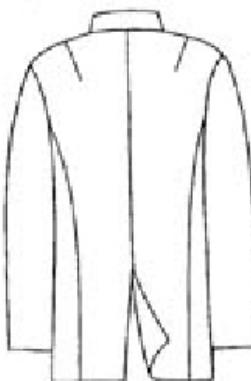


第二種 制服

乙 上 衣  
後 面 前 面



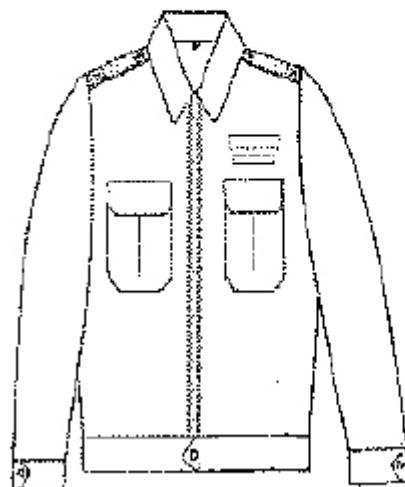
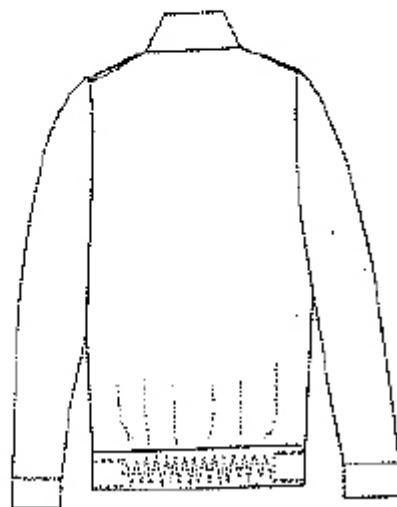
甲 上 衣  
後 面 前 面



第 三 種 制 服  
上 衣

後 面

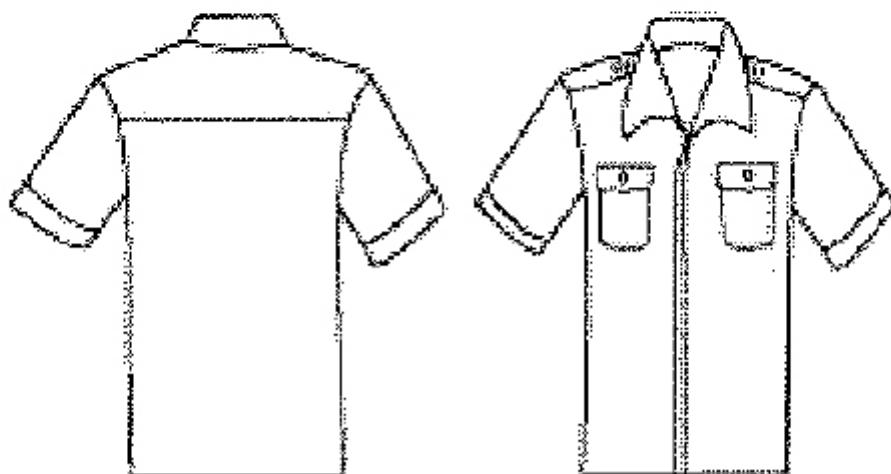
前 面



# 第四種制服

## 上 衣

後 面 前 面



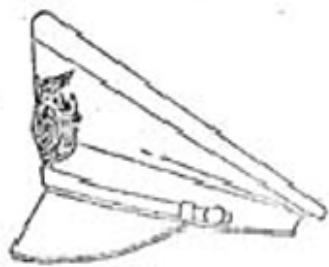
紺色(天井及びまちの部分にあつては白色)の円型とする。黒革製の前ひさし及びあごひもを付ける。あごひもの両端は、船用コンパスの周囲に救命浮環を描いた金色のボタン一個で留める。

		形状は、図のとおりとする。
	帽章	金属製の銀色の船舶用コンパスに金色のきよつ光を配したもの並びに金モール製の救命浮環、かもめ及び梅模様を紺色の台地に配する。
第二種制帽	形状及び寸法は、図のとおりとする。	形状及び寸法は、図のとおりとする。
帶章	紺色の斜子織とし、帽の周囲に巻く。	紺色の斜子織とし、帽の周囲に巻く。

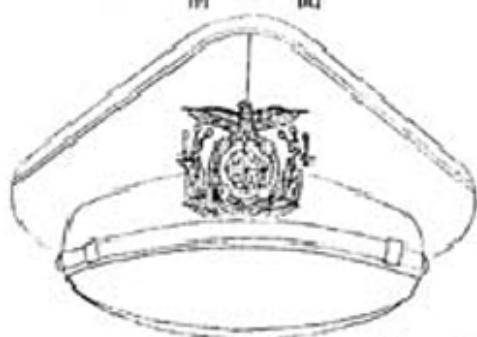
(数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。)

第一種 制帽

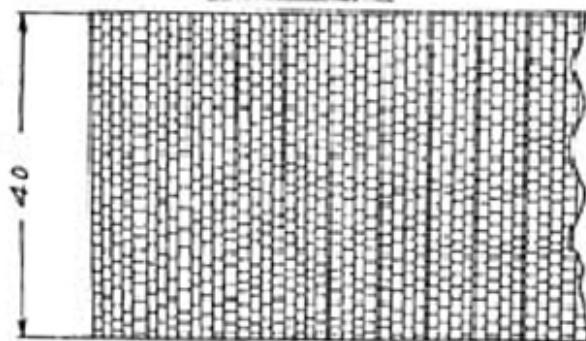
側面



前面



帶 章

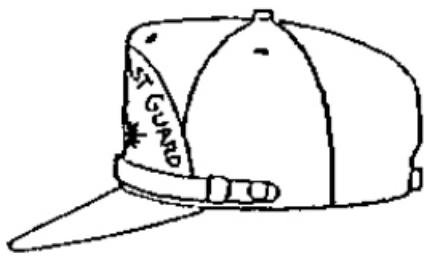


帽 章



## 第二種 制帽

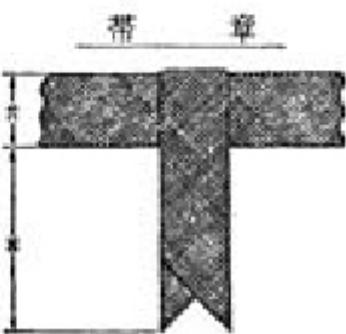
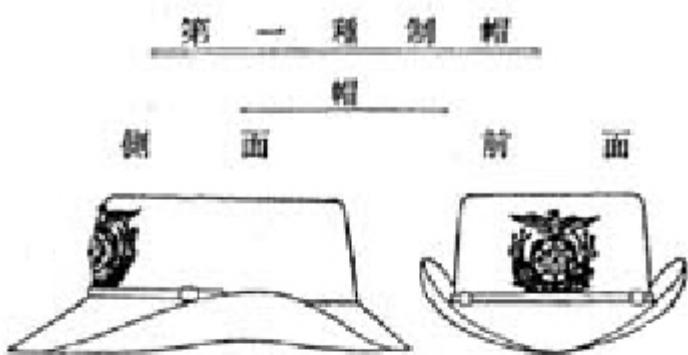
側面



前面



胸章	別表第三（第二条関係）	そこで章
長官、次長及び海上保安監	海上保安官及び海上保安官補	左右のそのでの全周にしま織金線を付け、その上位に金モール製の船舶用コンパス一個を付ける。
海上保安官及び海上保安官補	海上保安大学校及び海上保安学校の学生（以下この表において「学生」という。）	左右のそのでの全周（一等海上保安士以下の海上保安官及び海上保安官補にあつては表半面）にしま織金線を付け、その上位に金属製の金色の船舶用コンパス一個を付ける。
その他の職員	その他の職員	黒色ラシャの台地に銀モール製の船舶用コンパス及び救命浮環を組み合わせたものを配する。
海上保安官及び海上保安官補	海上保安官及び海上保安官補	黒色ラシャの台地にしま織金線及び金モール製の船舶用コンパスを配する。
学生	学生	黒色ラシャの台地に金属製の金色（海上保安学校の学生にあつては金属製の銀色）の船舶用コンパス、救命浮環及びかもめを組み合わせたものを配する。



第一種制帽	帽子
	紺色（天井及びまちの部分にあつては白色）のだ円型とする。黒革製のあごひもを付ける。あごひもの両端は、船舶用コンパスの周囲に救命浮環を描いた金色のボタン一個で留める。
第二種制帽	帽子
	男子の第一種制帽の帽子と同じとする。

形状は、図のとおりとする。

紺色の平織とし、帽の周囲に巻き、後面に下げる。

形状及び寸法は、図のとおりとする。

男子の第二種制帽と同じとする。

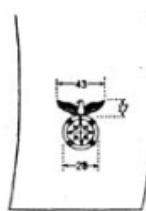
（数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。）

肩章	その他の職員	黒色ラシャの台地に金属製の銀色の船舶用コンパス及び救命浮環を組み合わせたものを配する。
長官、次長及び海上保安監	黒色ラシャの台地に金モールを張り、その上に金モール製の船舶用コンパス及び船舶用コンパスの周囲に救命浮環を描いた金色のボタン一個を配する。	
一等海上保安監である海上保安官	黒色ラシャの台地に金モールを張り、その上に金属製の金色の船舶用コンパス及び船舶用コンパスの周囲に救命浮環を描いた金色のボタン一個を配する。	
二等海上保安監以下の海上保安官及 び海上保安官補	黒色ラシャの台地にしま織金線、金属製の金色の船舶用コンパス及び船舶用コンパスの周囲に救命浮環を描いた金色のボタン一個を配する。	
学生	黒色ラシャの台地に金モール製（海上保安学校の学生にあつては銀モール製）の船舶用コンパス、救命浮環及びかもめを組み合わせたもの並びに船舶用コンパスの周囲に救命浮環を描いた金色のボタン一個を配する。	
その他の職員	黒色ラシャの台地に銀モール製の船舶用コンパス及び救命浮環を組み合わせたもの並びに船舶用コンパスの周囲に救命浮環を描いた金色のボタン一個を配する。	

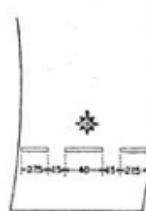
形状及び寸法は、それぞれ図のとおりとする。  
 備考 それぞれの図において、「一等海上保安監（甲）」とは、管区海上保安本部長その他これと同等以上の官職にあるものとして長官が定める「一等海上保安監をいい、「一等海上保安監（乙）」とは、一等海上保安監（甲）以外の一等海上保安監をいう。  
 図（数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。）

## そ　　で　　章

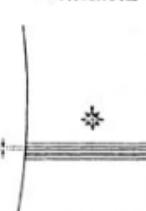
学　生



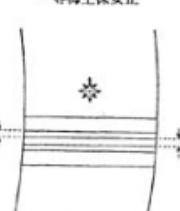
一等海上保安士補



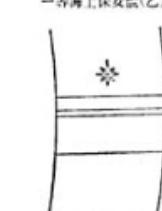
一等海上保安士



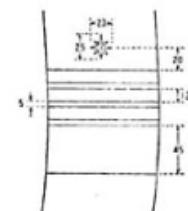
一等海上保安正



一等海上保安監(乙)



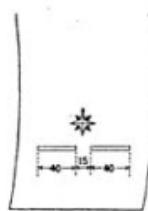
長　官



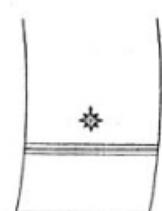
その他の職員



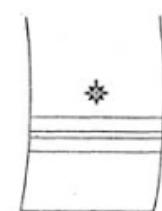
二等海上保安士補



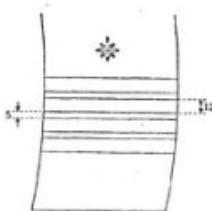
二等海上保安士



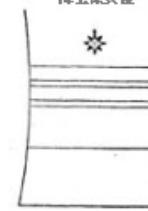
二等海上保安正



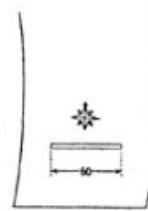
二等海上保安監



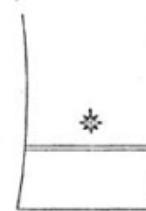
次　　最　　海上保安監



三等海上保安士補



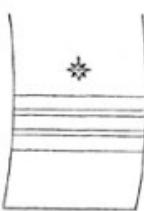
三等海上保安士



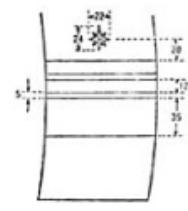
三等海上保安正



三等海上保安監

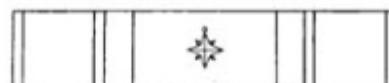


一等海上保安監(甲)

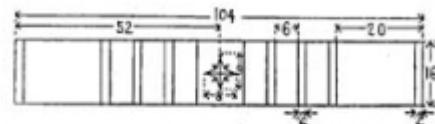


胸 章

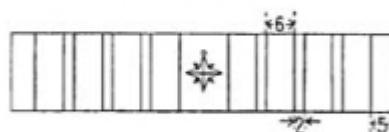
一等海上保安監(乙)



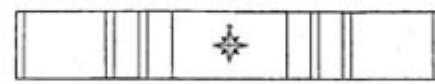
長 官



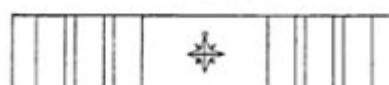
二等海上保安監



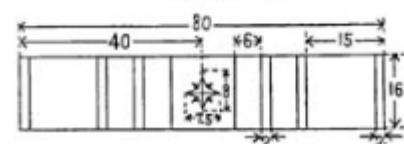
次 警 值 救 隊 監



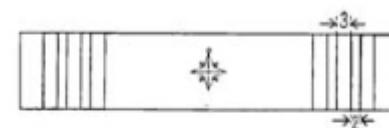
三等海上保安監



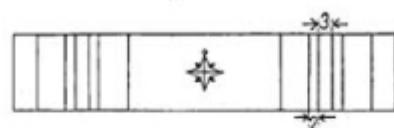
一等海上保安監(甲)



一等海上保安士



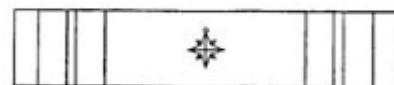
一等海上保安正



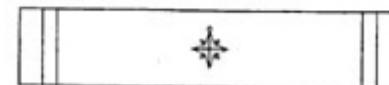
二等海上保安士



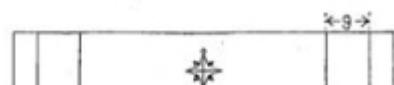
二等海上保安正



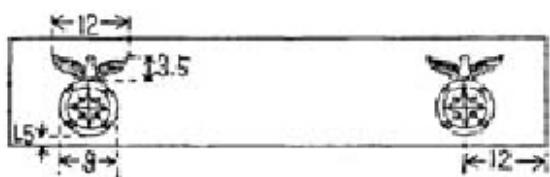
三等海上保安士



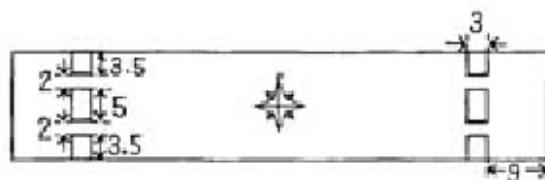
三等海上保安正



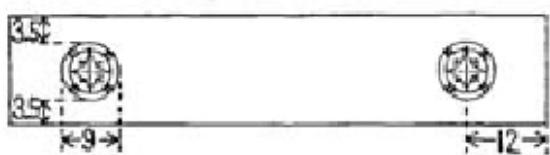
## 学 生



## 一等海上保安士補



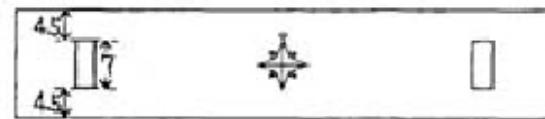
## その他の職員



## 二等海上保安士補



## 三等海上保安士補





別表第四（第二条関係）	
ひさし章	長官、次長、海上保安監及び三等海上保安官正以上の海上保安官
あごひも章	長官、次長、海上保安監及び一等海上保安官である海上保安官
形状は、図のとおりとする。	
金モール製の梅模様とする。 しま織金線とする。	二等海上保安官及び 三等海上保安官である海上保安官

あごひも章

長官、次長、海上保安監及び三等海上保安官正以上の海上保安官

ひさし章

長官、次長、海上保安監及び一等海上保安官である海上保安官



二等海上保安官及び  
三等海上保安官である海上保安官

